

日本学生支援機構奨学金 在学猶予願の提出について

奨学金の貸与終了後、以下に該当する場合は、「在学猶予願」の提出により、その卒業（修了）予定期まで返還が猶予されます（在学猶予）。希望者は下記方法のとおり手続きを行ってください。

- 以前の学校で奨学金を貸与していたが、新たに京都大学へ入（進）学した場合（ただし、予約採用により採用候補者となり、「進学届」において前奨学生番号を入力した（する）場合は、必要ありません。）
- 以前奨学金を貸与していたが、休学、留年、留学により引き続き在学する場合（在学猶予期間後、引き続き在学する場合も再度「在学猶予願」の提出が必要です。）

平成 27 年度 京都大学における「在学猶予願」の提出方法

日本学生支援機構のスカラネット・パーソナルから提出します。
スカラネット・パーソナルにログインして「各種届願・線上」から提出してください。

- 京都大学ホームページ：ホーム>教育・学生支援>授業料・免除・奨学金>奨学金「お知らせ」の「日本学生支援機構：上記以外」
<http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/education-campus/tuition/syogaku/>
「在学猶予願の提出」に関するお知らせ

■ 提出締切日：4月24日（金）

※上記提出締切以降も今年度毎月 20 日締切で受け付けますが、返還開始の到来（貸与終了後又は前回の在学猶予期間終了後、7ヶ月目）は各自で注意してください。

※スカラネット・パーソナルの登録手順は、以下の登録画面を掲載した、日本学生支援機構ホームページのURLを参照してください。
（登録画面）https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/top_open.do



在学猶予願を提出しないと、**返還が開始します！**

※返還開始は、貸与終了（又は前回の在学猶予期間終了）後、7ヶ月目から返還が始まります。

- 初回の返還が振替不能にならないよう注意

例) 平成 27 年 3 月貸与終了：平成 27 年 10 月返還開始

※在学猶予が承認されるまで時間がかかります。既に返還中の場合は承認されるまで引落しされますので、注意してください。

■ 問合せ先 ■

教育推進・学生支援部学生課奨学掛

（吉田キャンパス本部構内 工学部 1 号館 1 階）

TEL：075-753-2535